

令和 8 年度香川地方最低賃金審議会
第 2 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 8 年 7 月 31 日（金）
高松サポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者	公 益 側	籠池、高塚、元木
	労 働 者 側	中村、西尾、林
	使 用 者 側	奥田、白石、檜垣

議 題 （１）最低賃金に関する基礎調査結果について
（２）香川県最低賃金額改正の審議について
（３）その他

○賃金室長

定刻となりましたので、ただ今から第 2 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。

まず、資料のご確認お願いいたします。

資料 No. 1 最低賃金に関する基礎調査結果

のほかに、別途配付資料として、

- 1 委員からの追加要望資料
- 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）
- 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）
- 4 委員からの追加要望資料
- 5 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）
- 6 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

これらはいずれも令和 8 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料で、1 から 3 は第 3 回、4 から 6 は第 5 回資料となります。

また、白石委員提出資料である参考資料 No. 1

西尾委員提出資料である参考資料 No. 2

をお配りしておりますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

そうしましたら、お手元の会議次第に沿って議事進行させていただきます。まず、議題（１）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」であります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、最低賃金に関する基礎調査の結果について、簡単に説明させていただきます。

調査につきましては、対象業種、規模、分析の仕方などは昨年と同様でございます。

お手元にお配りしております基礎調査結果の３ページから４ページにかけては、調査の概要ということでご覧いただけたらと思います。

最低賃金に関する基礎調査は、香川県内の最低賃金改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的としており、今年６月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が１００人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから他に分類されないサービス業が３０人未満となっております。

この中から一定の割合で抽出いたしました１,８７９事業所に対しまして調査を依頼し、回答がありました８３５事業所、８,２４２人の労働者について集計したものでございます。

５ページは、この調査の調査対象範囲の適用事業所数と適用労働者数を示しております。

６ページは、産業別、規模別の中央値の金額を示しております。中央値とは、労働者を賃金の低い者から高い者へと並べた時に、ちょうど真ん中に位置する賃金額となります。例えば、地域別最低賃金が適用となる製造業におきましては、全体では１,３２６円、１人から９人の規模で１,３３３円、１０人から２９人の規模で１,１６８円、３０人から９９人の規模では１,４０４円となっております。他の業種につきましてもご確認いただけたらと思います。

７、８ページは、全労働者及びパートタイム労働者の男女別の賃金分布をグラフ化したものでございます。

９ページ、こちらは未満率表となっております。数字は累積の構成比で示しております。現在、香川県最低賃金は１,０３６円となっておりますので、最賃額の１

円下の部分、星印のついた 1,035 円のところの累積構成比が未満率となっております。男性 2.4%、女性 4.1%、男女計 3.3%となっております。

10 ページは影響人数で、1 円ごとの累計の人数です。

11 ページ以降の表ですが、3 種類の表をつけさせていただいております。

11 ページから 16 ページは総括表（1）、これは、時間当たり所定内賃金額を所定の刻みごとに、規模別、年齢別に表したもので、上段が累積の労働者数、下段の括弧書きが累積の構成比となっております。

17 ページから 21 ページは総括表（2）で、総括表（1）の合計と同じものを男女別、年齢別に表したものです。総括表（1）、総括表（2）のどちらも 1,035 円のところの合計の構成比（ ）内は 3.3%となっております。

21 ページの下段、第 1・20 分位数等が出ておりますが、これは労働者の賃金を低い方から高い方へと並べ 20 等分に分けて、低い方から見て最初の境界、つまり 5%のところの賃金額を示しており、去年は 970 円でしたが、今年は 1,036 円となっております。

また、第 1・10 分位数は、去年は 980 円でしたが、今年は 1,040 円となっております。それから、第 1・4 分位数は、去年は 1,030 円でしたが、今年は 1,096 円となっております。

23 ページから 27 ページが賃金分布表（2）でございます。こちらは累計ではなく、総括表（2）と同様に、男女別、年齢別のそれぞれの区分の該当者がどれくらいいるのかを表したものでございます。

今後、最低賃金額を引き上げた場合の影響率につきましては、11 ページの総括表（1）の左側、仮に一番下の 1,048 円だとすると、1,048 円を下回る労働者の割合ということになりますので、11 ページの 1,048 円の 1 円下、1,047 円のところを見ていただくことになります。右隣の合計欄、その括弧書きの累積構成比、すなわちこの場合は 13.9%が影響率となります。説明は以上でございます。

○籠池部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。どうぞ西尾委員。

○西尾委員

基礎的なことかもしれませんが、9 ページの未満率というのは、最低賃金を割ってもいいという許可をもらっている人がこれだけいらっしゃるというような認識でよろしいですか。

○賃金室長

最低賃金を下回る場合には許可が必要ですが、減額特例の許可を受けている方も含まれています。

○籠池部会長

逆に言えば、その適用を受けていない、いわゆる違法な状態も含まれているということですね。

○賃金室長

はい。そうです。

○籠池部会長

他にご質問、ご意見はございますか。

(他に意見なし)

○籠池部会長

大丈夫ですかね。そうしましたら、続きまして前回の第1回香川県最低賃金専門部会におきまして、白石委員からご質問、ご意見等のありました連合リビングウェイジの算出根拠等について、労側委員からご説明をお願いできればと思います。

○西尾委員

はい。私、西尾が説明をさせていただいたと思います。資料は、最後の方の参考資料 No. 2 です。まず、最初に前回言われていました生活保護とリビングウェイジの差は何かという問いです。生活保護については、仕事のあるなしに関係なく、健康で文化的な最低限の生活を営んでいるという水準で自治体や国が保証しているものです。連合のリビングウェイジというのは、資料の3ページに書いてありますとおり、労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準ということで働く人たちの最低生活費という位置づけです。

少し分かりにくいので具体的に話しますと、生活保護については、税金や社会保険とかが免除されたりとか、医療費などは、現物支給で実質無料になったりとかするところがあると思うのですが、連合のリビングウェイジは、税金とか社会保険料もしっかり自分で払うと、もちろん医療も全部そうですけれども、そういうのを全部積算して出しているのが、リビングウェイジということです。

繰り返しになりますけど、生活保護費というのは、可処分所得になります。それを含んでいるのが連合のリビングウェイジということでご理解いただいたらと

思っているのですが、一旦、そういうことで受け止めていただいて、どういう構成になっているかということも少し説明させていただいたらいいかなと思います。

参考資料 No. 2 の 1 枚目のところを見ていただくと、連合のリビングウェイジということで、どういう内容で構成されているかということのを少し説明させていただくとわかりやすいかなと思いますが、横に世帯構成が書かれています。「単身成人」から「2 人（成人・保育児）」とか「2 人（成人男女）」とか家族構成を書いています、まず、「単身成人」で少し説明させていただきます。

「単身成人」の下にずっといっていただくと網掛けになっているところが 10 か所あります。「1. 食料費」であったり、「2. 居住費」であったり、「3. 光熱・水道費」であったり、こういうのを細かく積算して行って、最後、「10. その他」の下側に「月間消費支出計」になります。これは、さいたま市を基準にしています。とりあえず、さいたま市を基準にということで月間消費支出計 170,413 円となっていますが、単身成人の場合、月々消費するにあたって 17 万円ほどがなかったら生活できませんよねというような金額です。繰り返しになりますけど、1 つずつ積算して行って最低限消費するのに必要なのは 17 万円ほどありますよねという金額で、これを 3 つ下にいっていただくと、「年間必要生計費」と書いていますが、これも純粋に 12 か月分掛けた金額です。だから、204 万 4,000 円ほどが年間消費するために必要です。もう 1 つ下にいっていただくと、2025 年の簡易改定版連合リビングウェイジとありますが、社会保険料とか税金とかを足すと 250 万 5 千円ほど必要ということです。これを 12 で割ると 20 万 8 千円ぐらい。社会保険料も税金も全て自分が負担するということを加味しますと 208,800 円必要ですよということで、月 164 時間で割りますと、さいたま市の場合は 1,270 円必要ですよというのがこの計算の根拠です。これは繰り返しになりますけど、さいたま市の金額ということです。車の保有のことも後ほどお伝えしますが、これを香川バージョンにすると、それが 4 ページです。

埼玉県は 1,240 円で、さいたま市ではないので少し金額が違いますが、そういう考えのもと、香川においては、成人単身者の方が必要な金額というのが、時給にすると左の端の数字ですが、1,150 円必要ということをここに記載しています。右の端、地域物価指数というのを見ていただくと、住居費は 68.3 で、それ以外は 98.2 という係数を掛けて求めたのが 1,150 円ということです。

リビングウェイジ、先ほどお伝えしましたが、何でさいたま市なんだということですが、2 ページに戻っていただいて、「連合リビングウェイジとは・・・」と書いていますが、1 つ目の丸の部分になります。リビングウェイジは、概ね 5 年ごとに改正しているのですが、何でさいたま市かということは 3 行目以降に書いています。東京から最も近い県庁所在地であることであるとか、その下の行には、交通の便が比較的好いということであったり、5 行、6 行目辺りには家賃相場が

東京より低いことであつたりとか、こういう背景がありますので、さいたま市をモデル地域に選定して、そこで1個、1個必要なものを積算して積み上げている、これマーケットバスケット方式というそうですが、1つずつ必要なものを積み上げていって、積算した金額がこれになってということでもあります。

少し細かく2つ目の丸には書いていますが、健康に働き続ける基本となる「衣・食・住」であつたりとか、「保健・医療」に関わる費用、社会的・経済的なつながりに必要である「交通・通信費」とか「交際費」、健康で文化的な最低限度のために必要な「教育費」とか「教養・娯楽費」などを項目ごとに1つずつ積み上げて計算したもということです。

それと3つ目の丸に書いてあります通り、各項目について大多数の働いている人たちが利用・購入できるもので構成しておりますし、概ね7割程度の家庭が保有しているかどうかで必要かどうかの判断をしていると、さらに細かくお伝えしますと4つ目の丸のところに書いてありますが、例えば「食料費」については、「内食費」であつたりとか、「昼食代」とか「外食費」とか「嗜好食費」とか4つの分野に分けたのですが、それぞれ、「外食費」については、ささやかな楽しみのための「外食費」であつたりとか、あと、お酒とかお菓子とか飲料水、嗜好食品やそういうので分けていますし、「内食費」というのは、主に家庭内で食事する費用ということで、1日・770円ぐらいで計算したんですみたいなこと、細かく2ページ目のところに書いています。「住宅費」はこういうのを基準に選定していますし、例えば、「家具・家事用品」、あと「被服・履物」とか、あと「保険・医療費等」で購入が必要な商品については、やみくもに購入するのではなく、連合の中にイオンとかヤマダ電機とか島忠の仲間がいらっしゃいますので、そこで売っている金額、あるいは、ごめんなさい、誤植がありますが、インターネットなんかの通信販売等の情報を元に計算しているということでもあります。ということなので、今は車がないことを前提に、单身の方の必要な経費をこういうふうに積み上げていって合計を出しているんですということです。車のことについても、少し2ページ目の黒ポツで言うところ4つ目に書いていますが、基本的には移動は公共交通機関の利用ということにしていますが、自家用車保有にかかる費用なんかも仲間の協力のもと、月に39,868円ぐらい必要ですよということ、5年落ちの1,500ccの車を購入して、点検費用や車検費用があつたり、あるいは駐車場代とか月200kmぐらい走った燃料代などを含んで毎月4万円弱ぐらい必要ですよ、ということ根拠にして年間これだけ必要とか、月これだけ必要ということです。だから車の有り無しは月に4万円弱ぐらいを足すか足さないかということで違いがあるということでもあります。

3ページにはリビングウェイジの数字ということで書かせていただいております。2021年を起点にして22年がいくら上がったか、22年を起点にして次の年い

くら上がったかというのを網掛けのところに記載しています。香川の場合だったら、単身の方は、21年から22年を比較すると2.97%上がっていますし、23年だったら2.88%、24年が5.61%上がっていますが、この24年には改めて商品の見直しなんかが行われたということで、少し率が高くなっていますし、そのことについては、表の下に※印でどんな理由で上がっているかということを記載させていただいております。品目リストの見直しが行われたことが1つでありますし、改めて、上昇幅が、食料費が5,000円以上になっていて、ものすごく上がっているということだったり、住居費が3,000円以上の増加になっていたということでもありますので、それが反映された金額になっています。先ほどの品目リストの見直しと言いましたが、それほど多かったわけではなく、例えば固定電話もあまりみんな使っていないので、固定電話をやめて、Wi-Fiの環境を家に構築して、携帯電話とのセット割を適用するとどれぐらいになったかみたいな、そういう品目の見直しが、24年に行われているということでもありますので、そういうことも含めて24年が単身のところを含めてですが、率が高くなっていくということでもあります。

雑把の説明で少し分かりにくかったかもしれないですが、まずは単身のところで、車を保有した場合は、先ほどお伝えした4万円弱ぐらい、毎月積算していて求めている数であるということです。

1ページの1ポツから2ポツ、網掛けしているところを見ていただくと、貯蓄とかに回る金額が1つも反映されてなくて、将来にわたって、少し支出が必要なところを全然加味せずに、本当に必要な最低限度の金額という設定にしておりますので、その点は少しご留意と言いますか、受け止めていただいたらと思っています。リビングウェイジは先ほどお伝えした通り、本当に働く人が、ちょっとお酒飲んだりとか、ちょっとジュース飲んだり、例えば近所付き合いでみたいなものを多少入れていますけれども、最低限度ということでもありますので、誤解していただきたくないのが、特に特定最賃で言いますと、産業特有の技能であったりとか、実態なんかを反映していると、若干プレミアム感が付いているということだと思いますけれども、そういう水準で、これをクリアしているからいいでしょうと言うのではなくて、特定最賃とはまたちょっと考え方が違うということにもご留意いただいたらと思います。ということで、細かい計算方法、いろいろあるのですが、今はもう混乱するだけだと思うので、例えば1日の食事代770円、家庭内で食べる食事代でも、朝昼晩に行くと3対3対4にして昼食取ったら、この3が退いて、そこに外で食べた550円が足されるとか、本当に細かい数字があるんですけども、それはそういうのをしているということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもすみません、長時間いただいてありがとうございます。ということで、一応、一旦、私の説明とさせていただきます。

○籠池部会長

ただ今の西尾委員からの説明内容について、ご質問、ご意見等はございますか。
どうぞ檜垣委員。

○檜垣委員

ちょっと教えてください。本当、ご丁寧な説明ありがとうございます。その中で1つだけ質問なんですけど、一番最後のページに地域物価指数ってありますよね。この地域物価指数について、例えば香川県の98.2とか68.3、これは全部毎年固定なんですか。これも見直しているんですか。

○西尾委員

毎年の比較ですね。すみません。1年前のやつがあれば、その数字が変わっているかが分かるのですが、そこちょっと見比べてなくて大変申し訳ないです。欄外の※印の3のところに書いているのは、「小売物価統計」2024の「家賃を除く総合」指数から算出となっており、とりわけ、2024年って書いているから、その1年前の2023年のを参考にしたと思います。

○檜垣委員

なんか2024年とちょっと違うみたいなので。この積算を各県全部やっているということですね。埼玉だけでなく、香川県は香川県で、全部同じようなことをやっているということですね。

○西尾委員

さいたま市をモデルに、さいたま市を基本としてこの係数をかけているということです。だから47都道府県すべてで積算していく話ではないです。

○檜垣委員

たまたま白石委員が持っている資料では、2024年の係数は97.6に変わっというみたいですよ。

○西尾委員

だから毎年、その指数によって変わっていくのだと思います。だから同じ係数をかけるという話ではなくて、その物価の上下によって変わると思います。

○檜垣委員

だから香川県は香川県でおそらく見直しよるということだと思いますね。きっと中身を、生活費を。だから香川県は香川県でおそらく生活費の中身を見直しているということだと思いますね。

○西尾委員

そうですね。係数が変わるから、金額はちょっと変わっていくと思います。去年香川で必要だった金額が、今年はまた違ったり。物価上昇期にあるから、常にちょっとずっと上がっていつています。

○檜垣委員

香川県と埼玉だったら違うでしょうからね。住居費なんかも値上がり率とかも。

○西尾委員

それは違うと思います。それも参考にしています。

○檜垣委員

調整してくれているんですね。分かりました。

○西尾委員

分からないことがあったらぜひ言ってください。分からなかったら確認をして、次回お持ちします。

○籠池部会長

他にご質問事項ありますか。どうぞ白石委員。

○白石委員

いただいた資料、「連合リビングウェイジ 2025 年簡易改訂版総括表」の一番下の※印の 5 番目に「2024 年リビングウェイジに 2025 年 7 月時点の物価上昇を反映」って書いてあるんですけど、だいたい概要的には、2024 年の物価上昇率を掛けていった結果が 2025 と、まあ、色々あるんでしょう、出たり入ったりあるんでしょうけど、まあ、掛けていったものと理解していいんですかね。3 ページ目のところに 2024 年と 2025 年の香川県の単身の比較が載っているんですけど、この頃結構物価が上がったと思うんですけど、20 円しか上がっていない。自動車ありでも 30 円しか上がっていないというのはどういう理由なんですか。去年だったら「5 % ぐらい物価が上がっているんで、それぐらい賃上げをせい」というの

がご主張だったと思うんですけど。2023 年から 2024 年にがんと上がっているのは、生活スタイルの変化を反映したというのは、まあ、分かるんですけど。同じ項目であれば 2024 年から 2025 年が 20 円とか 30 円しか上がっていないのは、なんかどこか、すごく下がったところがあるんでしょうね。でも、組合さんはいつも食品が 5 % 上がってとか 6 % 上がってとか言うので、それぐらいずつ上がっていったのかなと思ったんですけど。まあその下がった部分もあるんですよ。

○西尾委員

下がったところがあるというかですね、何て言ったらいいんですかね。食料品は物価上昇率が高いと思いますけど、このリビングウェイジでいくと、それほど上がってないところも含めて、こう算出されているんですね。物価全体を色濃く反映しているというようなことでもないかなと思います。

○白石委員

これ、でも、「健康で文化的な生活の…」というは、ほぼほぼ生計費と思っているんですけど。去年とかだったら、物価だけでも、まあ、食品とか色々ありますけど、生活が苦しくなるのが 4 %、5 % って、多分、主張されていたと思うんですけど、その割には 20 円、30 円ってどっかが下がったところがあるんじゃないですか。これ、多分。まあ、ちょっと今には分からない。

○西尾委員

僕、今、手元に 2023 年と 2024 年の資料があって、皆さんのところにないんですけど、実はトータルでの上げ幅なんですね、どこが上がって、10 ぐらいの項目があるってお伝えしましたが、その 10 ある項目の中には、例えば交際費とかですね、そんなの含まれてると、そこに物価上昇分が色濃く反映されるかと言え、そうじゃないと思うんですね。項目によって上がっているとこと上がってないところとかがあると思うんです。例えば小遣いとかみたいなもん、7,000 円みたいなありますけれども。こかも物価上昇に伴って上がるようなところでもなかったりとかするんですね。トータルでは 1 % とか 2 % しか上がってないけど、個別に見ると物価の上昇を色濃く反映したところもあるし、ないところもあるし、みたいなことの捉え方をしています。

○白石委員

ですから、10 項目の中でね、食料費とか光熱水道費とかは多分上がっていると思うんです。すごく。それ主張されていたんで。でも、どっかで、例えばもう社会的交際費減らしたとかっていうのが、仕上がりは +20 円っていうことなんで

すよね。多分ね。で、私が言いたいのは、この程度しか上がってないんだったら、そんなに最低賃金上げなくてもいいんじゃないかっていうのが言いたいわけです。はい。

○西尾委員

すみません。皆さんの手元になくって申し訳ないんですけど、2023 年と 2024 年の金額、項目ごとの違いを見ると、今さっき言われたところが上がっているんですけど、その他のですね、何か小遣いとか社会的交際費の合計のところが下がっています。1 万円。1 万円もは下がっていないですけど、下がっていたりとかですね。だから、ちょっとずつ上がっているんですけど、そう言って多分家の中での努力もあったりして、下がったりというのを反映しているからトータルでは。だから、小遣いが下がっているから最低賃金上げんで良いでしょうという議論ではなくて。

○白石委員

多分リビングウェイジをもとに最低賃金の引き上げ額は主張されると思うので、ちょっと確認してみました。あと、もう一つですね。2025 年でも良いんですけど、東京と香川県の差ってざっと見ただけなんですけど、東京が 1,370 円で、香川県が 1,150 円で、220 円なんですよ。で、去年も 230 円ぐらいです。これと最低賃金の額差はどう認識されていますか。要は、最低賃金の額差って 203 円ですよ。この生計費に収まっているから良いんじゃないのって言いたいだけなんです。これをもとに、最低賃金を審議されるんですね。多分ね。どういう認識ですかという。まあ、また次にでも聞かせてください。

○西尾委員

分かりました。

○白石委員

以上です。

○籠池部会長

他に質問事項はありますか。よろしいですかね。そうしましたら、また今の議論というか、いくつか質問あった事項も踏まえて、金額審議の方でご検討いただければと思います。そうしましたら、議題（1）は以上とさせていただきます。議題（2）の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。本日は先ほどの本審で報告がありました中賃の目安、労使からの意見書

および各種資料等を参考としていただいて、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと考えております。なお、公益側といたしましては、労使双方の委員の皆様をお願いしたいのは、例年通りであります。本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいておりますところ、これは全会一致であることを前提としておりまして、当審議会といたしましては、是非とも全会一致での結審、答申を目指しているところであります。この点を十分にご認識、ご理解いただき、効率的な審議にご協力をお願いできればと考えております。そうしましたら、この後、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでどりの慣例によりますと、最初に労、それから使の順で、金額提示を受けております。本年もこの慣例により進めさせて頂ければと思いますが、よろしいですかね。

(異議なし)

○籠池部会長

ありがとうございます。それでは最初に労側から、次いで使側からといった順番で、第1回目の金額提示を受けることとさせていただきます。また、改めましてですが、金額提示にあたりましては、必ず、その根拠や考え方を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。各側の控室について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室等ですが、公労・公使会議はこの702会議室、労側控室は2階の第1会議室、使側控室は2階の第3会議室をご用意しております。702会議室は内線番号が6702ですので、ご用がある時は6702をおかけください。公労会議の前に打合せ時間は必要でしょうか。

○中村委員

10分ほど時間をください。

○賃金室長

部会長、よろしいでしょうか。

○籠池部会長

使用者代表委員の皆様、よろしいでしょうか。

○白石委員

結構です。

○籠池部会長

それでは、10 分後に公労会議を始めますので、この部屋にお戻りください。それでは、各側委員の方は、それぞれの控室にお移りください。事務局の方は、ご案内をお願いします。

ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項に基づき、非公開という扱いになります。

傍聴人の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

○籠池部会長

そうしましたら傍聴人の方は退室をお願いいたします。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

〔ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項ただし書きに基づき、非公開〕

(全体会議)

○籠池部会長

それでは会議を再開いたします。檜垣委員が私用により退席となりました。これから先の審議は公開となります。

本日、労使双方から金額の提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。しかし、双方の提示金額には隔たりがあり、本日の一致ということには至りませんでした。ぜひとも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側とも次回の審議までに更なる歩み寄りの金額の検討をお願いできればと考えております。また、次回につきましては、公使会議からの順番で金額のご提示をいただきたいと考えております。それでは最後、「その他」の事項であります。事務局から何かございますか。

○賃金室長

次回の第3回専門部会は、8月3日月曜日の午後3時15分から、本日と同じ702会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○籠池部会長

そうしましたら、次回、第3回専門部会は、8月3日午後3時15分からということですので、この場所にて開催いたします。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、第2回専門部会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——